

港湾事業における ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針

第1 ICT の全面的な活用を推進する工種

これまでの情報化施工の試行に関する実績や技術の普及状況等を踏まえ、以下の工種について「ICT の全面的な活用」（以下、「ICT 活用」という）の推進を図るものとする。

ただし、その他の工種についても本省と調整のうえ、ICT の活用の推進を図る必要があると判断された工種については、積極的にその活用の推進を図るものとする。

1-1 ICT 活用を推進する工種

(1) 港湾工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル4）とする。

- ・ ICT 浚渫工：ポンプ浚渫、グラブ浚渫、硬土盤浚渫、砕岩浚渫、バックホウ浚渫
- ・ ICT 基礎工：基礎捨石、捨石本均し、捨石荒均し
- ・ ICT ブロック据付工：被覆ブロック据付、根固ブロック据付、消波ブロック据付
- ・ ICT 本体工：ケーソン進水据付工(レベル3)
- ・ ICT 海上地盤改良工：ポンプ床堀、グラブ床堀、硬土盤床堀、砕岩床堀、バックホウ床堀、置換材

(2) 直轄土木工事に適用される ICT 土工等各種要領が整備されている工種及び『3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（国土交通省）』を適用可能な工種については、受発注者協議のうえ、ICT 活用を推進するものとし、詳細は別に定める実施要領による。

第2 実施体制

ICT 活用の推進にあたっては、各地方整備局等が一体となって取り組む体制を整備し、ICT 活用の推進のための各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第3 ICT 活用を推進するための措置

3-1 ICT を活用した測量業務

3-1-1 ICT を活用した測量業務の実施

マルチビームや UAV 等を用いて、深淺測量や水路測量、地形測量等を実施し、設計や施工段階、維持管理の検討を円滑に進めるための基礎資料の作成を実施する。

3-1-2 必要な経費の計上

ICT を活用した測量業務等を実施した際には、ICT の活用に必要な費用、損料等、必要な経費を計上する。

3-1-3 測量における評価

ICT を活用した測量業務等を実施した際には、業務成績評定において評価するものとする。

3-2 ICT を活用した工事

3-2-1 ICT 活用工事の実施

ICT 活用工事とは、以下に示す ICT 活用における施工プロセスの各段階において、ICT を全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT 海上地盤改良工）
- ② 3次元数量計算（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT 海上地盤改良工）
- ③ ICTを活用した施工（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT ブロック据付工、ICT 本土工、ICT 海上地盤改良工）
- ④ 3次元出来形管理（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT ブロック据付工、ICT 海上地盤改良工）
- ⑤ 3次元データの納品（ICT 浚渫工、ICT 基礎工、ICT ブロック据付工、ICT 海上地盤改良工）

3－2－2 必要な経費の計上

ICT 活用工事を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。

（1）ICT 活用工事（発注者指定型）

発注者の指定により ICT 活用工事を実施する場合については、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

あわせて、ICT 活用工事の施工実態調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

（2）ICT 活用工事（施工者希望型）

施工者からの提案・協議により ICT 活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

あわせて、ICT 活用工事の施工実態調査を実施する場合、調査に必要な費用を計上する。

3－2－3 総合評価落札方式における評価

施工者希望型では、総合評価落札方式において、ICT 活用の計画について評価するものとする。（ICT 浚渫工、ICT 本土工及び ICT 海上地盤改良工除く）

3－2－4 工事成績評定における評価

ICT 活用工事の実施について評価するものとする。（ICT 浚渫工及び ICT 海上地盤改良工除く）

第4 ICT 活用の推進のための当面の留意点

ICT 活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することが ICT 活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT 活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

以 上